

地球温暖化対策条例の改正及び新地球温暖化対策計画の策定に向けた「中間取りまとめ」について

平成 22 年 4 月

平成 21 年 8 月 21 日、京都市環境審議会では、地球温暖化対策条例の改正及び新計画の策定に向けた基本的な考え方について京都市からの諮問を受け、これを審議する部会として「地球温暖化対策推進委員会」を設置し、これまで 5 回の委員会を開催して審議を進めてきた。

委員会では、「京都市環境モデル都市行動計画」（平成 21 年 3 月策定）をもとに、地球温暖化を巡る国際動向等を踏まえ、中長期的な将来の低炭素社会を展望し、規制的手段も含めた京都ならではの大胆な具体的対策の検討を進めている。

本報告は、環境審議会への報告資料として、委員会における平成 22 年 3 月時点の検討状況を取りまとめたものである。

「中間取りまとめ」の概要

地球温暖化対策を巡る近年の動向

世界

- COP15 において、世界全体の気温上昇を 2 度以内に抑えるとの科学的な見解を認識
- 2013 年以降の国際的な枠組みづくりを協議中

日本

- 2020 年▲25%(1990 年比)とする目標を国連に提出
- 地球温暖化対策基本法案を閣議決定
- 具体的な行程案を提案

条例改正の考え方

削減目標

2050 年 大幅削減による低炭素社会の実現 ⇒ 条例の理念

2030 年 ▲40% (1990 年比) ⇒ 条例の数値目標として明記

2020 年 新計画において設定

基本的な方針

- ① 京都ならではの低炭素社会を展望し、大胆な政策を提案
- ② 「分かりやすく」「取り組みやすい」内容
- ③ 環境と経済の調和を図る事業者制度へと拡充
- ④ 府市協調の推進
- ⑤ 国の制度（環境税、国内排出量取引等）と連携した進化する条例

2030 年の低炭素社会像を、京都の特性を考慮した 6 つの観点から描き（素案）、その実現に向けて取り組まなければならない具体的な対策（案）を提示する。

市民、事業者の意見を踏まえ、引き続き、実施に向けた検討を行う。

[次ページへ](#)

人と公共交通優先の歩いて楽しいまち

2030 年の社会像

- 使いやすい公共交通と歩く魅力にあふれ、人々が歩く暮らしを大切にしている「歩くまち・京都」が実現
- クルマの総交通量は減少し、走行しているクルマは電気自動車をはじめとするエコカーに転換

主な具体的対策（案） ★義務化を検討する内容を含む対策，○その他

(1)公共交通利用の促進，自動車利用の適正化及び効率化

★特定事業者(※)に対し**エコ通勤の取組報告**を求める。

特定事業者に対し、排出量削減計画書及び報告書において、エコ通勤（自動車利用抑制や公共交通利用促進の取組）に関する計画の作成及び取組状況の報告を求める。

★一定規模以上の新築共同住宅に対し**カーシェアリングの導入**を求める。

カーシェアリングは、個人所有による自動車利用の経済的負担が明確になり、安易な利用抑制効果も期待されるため、一定規模以上の共同住宅の新築に対し、カーシェアリングシステムの導入を求める。

○ロードプライシングの導入可能性について研究する。

○交通条件の公平化を図る。

一定規模以上の公的施設や商業施設において、交通条件の公平化を図るため、自動車利用者に対する優遇措置を講じる場合には、公共交通利用者に対しても同等水準以上のサービスを提供するための制度の創設を図る。

(2)エコカーへの転換の促進

★特定事業者に対し、**電気自動車等への転換**を求める。

- ①特定事業者に対し、保有する自動車の一定割合を、電気自動車等に転換することを義務付ける。
- ②特定事業者に対し、排出量削減計画書及び報告書において、電気自動車等への転換の報告を義務付け、評価する。

★自動車販売店に対し、**販売する自動車の一定割合を電気自動車等とすることを求める。**

○電気自動車等次世代自動車の普及を促進する。

※大規模に温室効果ガスを排出する事業者。エネルギー使用量が原油換算 1500kl 以上の事業者や、トラック 100 台以上を保有する事業者等が該当する。温室効果ガスの排出量の削減目標等を記載した計画書及び報告書の提出が現行条例において義務付けられている。(148 社（平成 21 年度末）)。

森を再生し「木の文化」を大切にするまち

2030 年の社会像

- 森を再生し、森に親しみ、森の恵みを都市に還元することにより、文化の醸成や産業の振興に積極的に貢献
- 地域産木材を多様に活用しながら、京町家の知恵を生かした新たな建築が促進され、持続可能な木材の循環サイクルが構築されるとともに、京都らしい景観形成が進展
- 豊かな緑に囲まれ、暮らしの中で、身近に木のぬくもりを感じることができるまちが実現

主な具体的対策（案） ★義務化を検討する内容を含む対策，○その他

(1)木造建築物の拡大，地域産木材の需要拡大

★公共施設への木材利用の義務化及び木質ペレットボイラーの導入を促進する。

○一定規模以上の建築物の新築等に対し、**地域産木材の利用**を求める。

○大規模事業者が使用するボイラーやストーブ等における**木質ペレット等の利活用を推進**する。

(2)森林の適切な保全

○森林の適切な保全及び整備による温室効果ガスの吸収を図るための施策を実施する。

(3)環境配慮建築物の普及促進

★京都環境配慮建築物基準（CASBEE 京都）に基づく評価と結果の公表，表示の義務化をする。

京都らしい環境配慮建築物を適切に評価・誘導するためのシステムとして CASBEE 全国版をベースに「CASBEE 京都」を構築し、延べ床面積 2000 ㎡以上の新築・増築について届出を義務付け、公表する。
公共建築物に対しては、届出及び高ランク取得を義務化する。
一定規模以上又は特定の用途について、評価結果を工事現場や広告物に表示することを義務化する。

○「平成の京町家」の認定及び普及啓発

京町家の知恵を現代的な価値観で再評価することにより、新しい「平成の京町家」に求められる要素を設定し、認定基準として示すとともに、モデル住宅展示場を開設する。

(4)市街地の緑化の推進

★市民，事業者，市は，民有地を含め，**市街地の緑化を推進**する。

エネルギー創出・地域循環のまち

2030 年の社会像

- ▶ 太陽光や太陽熱等を利用したクリーンエネルギーの創出が市内あらゆる場所で盛んになり，ごみ等のバイオマスや河川の水力等が地域単位でのエネルギーとしての役割を果たしている。

主な具体的対策（案） ★義務化を検討する内容を含む対策，○その他

(1)再生可能エネルギーの利用拡大

- 市民が再生可能エネルギーの拡大に参加できる**市民共同発電制度**を創設する。

再生可能エネルギーの普及拡大に向けた固定価格による全量買取制度の実施が国において検討されているが，発電設備等は誰もが容易に設置できるものではない。

このため，市民が誰でも簡易に再生可能エネルギーの設置に参加できる制度を創設し，市民から小口の資金を募り，幼稚園や集会所等に太陽光発電等を設置する。

売電による利益は，資金を拠出した市民等に還元する仕組みを検討する。

- ★一定規模以上の新築等に対し，**再生可能エネルギーの導入**を求める。

一定規模以上の新築等をしようとする者に対し，太陽光，太陽熱，バイオマス，大気熱等の再生可能エネルギーの導入を求める。

- 再生可能エネルギーの導入を「総合評価制度（仮称）」の評価項目とする。

- ごみからのエネルギー回収の最大化**を図る。

燃やすごみの中から，焼却に適さない生ごみやリサイクルできない紙類を取り出しバイオガス化し，高効率な発電を行うとともに，ごみを焼却する際に発生する排熱を最大限活用した高効率蒸気タービン発電を採用し，ごみからのエネルギー回収の最大化が達成されるハイブリッド発電を行う。

- 間伐材，剪定枝，下水汚泥などの**バイオマス資源の総合的な利用計画**を策定する。

- 市民等は，**再生可能エネルギーの優先利用**に努める。

環境にやさしいライフスタイル

2030 年の社会像

- 一人ひとりが環境にやさしい取組を当たり前のこととして行い，自然と共生した地産地消の食文化や季節感を大切にする「ライフスタイルの京都モデル」が定着
- 地域の創意工夫が生かされ，身近な地域から「エコ」が発信

主な具体的対策（案） ★義務化を検討する内容を含む対策，○その他

(1)省エネ生活の普及促進

○**DO YOU KYOTO?デー**を中心に環境によい取組をする。

○**コミュニティ**を単位とした日常生活における**省エネの取組**を推進する制度を創設する。

コミュニティ（自治会，企業従業員団体，サークル，学校等複数の人が参加するグループ）における排出削減活動について，簡易な計画書を作成して取り組む制度を創設する。

取組結果としての排出削減量は，特定事業者の排出量削減計画書制度等と連動するよう制度設計を検討する。

★**エネルギー供給事業者**に対し**家庭の省エネ活動を支援**することを求める。

ハードとソフト両面から効果的かつ適確な省エネの取組を助言することができるエネルギー供給事業者に，行政と共同して家庭や事業者の省エネ活動を支援することを求める。

(2)エネルギー高効率機器の普及促進

○集会所等の**低炭素化に対する支援**を行う。

(3)地産地消の推進による「食」からの旬の生活文化の普及

○**地産地消**と**季節を大切にする旬の生活文化を促進**する施策を実施する。

地域の生産品を地域で消費することによる，エネルギー使用と CO2 排出の低減を進める。

過剰なエネルギーを使わない季節にあった農産物を旬の時期まで待つて食べる「時待ち食」の普及を促進する。

地産地消と季節を大切にする生活文化を促進し，環境にやさしいライフスタイルへの転換を図る。

環境にやさしい経済活動

2030 年の社会像

- 京都の環境産業が先導的役割を果たし、省資源・省エネルギー、長寿命、リサイクルを前提とした製品やサービスが普及
- 企業では、エネルギー効率の高い機器の導入が進むとともに、環境面での社会貢献活動が活発に行われ、低炭素のまちを牽引

主な具体的対策（案） ★義務化を検討する内容を含む対策，○その他

(1)低炭素社会を先導する産業の促進

- 環境産業を振興するため、優遇措置を検討する。
- 「低炭素社会の形成に貢献する製品・サービスに対する評価制度」を創設する。

事業者が製造、販売する製品・サービスのうち、低炭素社会の形成に貢献するものを評価し、支援する制度を創設する。

(2)省エネの取組促進

- ★特定事業者の排出量削減計画書・報告書に対する**総合評価制度（仮称）を導入する。**

広域的な連携による独自の排出量取引制度を視野に入れながらも、自主目標を設定して総排出量を計画的に削減する現行の枠組みを維持しつつ、排出削減につなげる制度を目指す。

削減の内訳には、事業活動に伴う消費エネルギーの削減など自社の取組に加えて、森林整備、中小企業の排出削減への支援等のオフセットによる削減量の算入を認める。また、再生可能エネルギーの導入など削減努力の具体的取組を評価するとともに、事業活動による低炭素社会の形成促進に資する取組についても記載できるようにする。

- ★「総合評価制度（仮称）」によって**低評価となった事業者**に対して、**追加削減対策**を求める。

低評価となった事業者に対し、オフセットの実施等追加削減対策の実施を求める。

- 中小規模事業者を対象とした**複数事業者共同計画書制度**を創設する。

複数の中小規模事業者が共同で取り組む排出削減の計画書制度を創設し、評価を行い支援する。

- 省エネを推進する人材を養成する。

- グリーン調達拡大を検討する。

ごみの減量

2030 年の社会像

- ごみを出さない生活や事業活動が社会システムとして構築され、それを前提とした製品が普及
- マイバッグの持参が当たり前になり、店頭で売られる商品の包装材は必要最小限になるとともに、プラスチック製のものは激減

主な具体的対策（案） ★義務化を検討する内容を含む対策，○その他

(1)ごみの発生抑制，リサイクル

○ごみの発生抑制，リサイクルを徹底する。

ごみの減量の取組は，市民，事業者にとって重要な「見える」環境対策であり，環境意識の啓発効果は大きい。また，ごみの発生抑制は，全ての分野のエネルギー利用を低減する効果があり，地球温暖化対策上の波及効果が高い。

市民，事業者，京都市が，包装材の使用量削減をはじめとするごみの発生抑制や，リサイクル等ごみの減量化を推進することで，「ごみを出さない生活や事業活動」への転換を図る。

(2)ごみ減量につながる事業への転換

○ごみ減量につながる事業を評価する。

ごみを出さない製品・サービスを評価し，促進する。

「低炭素社会の形成に貢献する製品・サービスに対する評価制度」の評価項目に長寿命や省資源性等を加えることで，施策の融合を図る。

《審議経過》 [] 内は審議事項

平成 21 年

- 8 月 21 日 環境審議会 [条例改正及び新計画策定について諮問]
- 9 月 3 日 第 1 回地球温暖化対策推進委員会 [地球温暖化対策の現状と課題について]
- 11 月 17 日 第 2 回地球温暖化対策推進委員会 [義務規定の見直し方針について]
- 12 月 28 日 第 3 回地球温暖化対策推進委員会 [地球温暖化対策の取組内容について]

平成 22 年

- 2 月 3 日 第 4 回地球温暖化対策推進委員会 [地球温暖化対策の取組内容について]
- 3 月 26 日 第 5 回地球温暖化対策推進委員会 [中間取りまとめ（案）について]

《今後の予定》

- 6～7 月 条例改正の基本的な考え方に関する答申（環境審議会から京都市へ）
- 9 月 改正条例案を市会へ提案

平成 23 年 4 月 改正条例及び新計画の実施